

○平成十九年総務省告示第三百六十八号（別に定める特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定める件）の一部を改正する告示 新旧対照表
 （下線部は改正部分）

改正案			現行		
一～三（略） 四 一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下又は一四六・九三MHzを超え一四六・九九MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備			一～三（略） 四 一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備		
帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値	帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
搬送波から(±)六二・五kHz	二・五マイクロワット以下又は基本周波数の平均電力より四〇デシベル低い値。ただし、送信空中線の絶対利得が〇デシベル以下の場合にあつては、等価等方輻射電力で二・五マイクロワット以下又は基本周波数の平均電力より四〇デシベル低い値とすることができる。	二・五マイクロワット以下又は基本周波数の搬送波電力より四三デシベル低い値とすることができる。	搬送波から(±)六二・五kHz	二・五マイクロワット以下又は基本周波数の平均電力より四〇デシベル低い値。ただし、送信空中線の絶対利得が〇デシベル以下の場合にあつては、等価等方輻射電力で二・五マイクロワット以下又は基本周波数の平均電力より四〇デシベル低い値	二・五マイクロワット以下又は基本周波数の搬送波電力より四三デシベル低い値
注 不要発射の強度の許容値における参照帯域幅は、第一項の注の表を適用する。			注 不要発射の強度の許容値における参照帯域幅は、第一項の注の表を適用する。		